

事故のご連絡・保険金請求の流れについて

STEP 1	セキスイハイム・セキスイファミエス・セキスイハイム不動産または保険会社(事故サポートセンター)へご連絡ください 【ご連絡内容】 ①ご連絡いただいた方のお名前 ②ご契約者さまのお名前 ③事故発生日 ④事故内容(状況・原因等) ※保険会社での事故登録後、保険金請求書をご契約者さま住所へ送付します(お支払い可否・お支払い金額の詳細につきましては、保険会社での査定に基づき判断されます。査定の結果、お支払い対象外のご案内をさせていただく場合もございますのでご了承ください。)。
STEP 2	写真・修理見積書(保険金請求の審査資料)をご入手ください 修理業者(セキスイファミエス等)へご連絡いただき、修理に必要な見積書の作成をご依頼ください。 あわせて損害箇所の写真をご用意ください。 ※家財の損害については、ご契約者さまにてメーカー等に見積りを手配していただく必要があります。
STEP 3	写真・修理見積書(保険金請求の審査資料)をご提出ください 「損害箇所の写真」「見積書」等の必要書類をご提出ください。 ※事故・ご対応窓口の状況により、提出先や提出方法は異なります。 ●セキスイハイム・セキスイファミエス・セキスイハイム不動産がお客さまに代わり保険会社へ提出 ●お客さまがご自身で保険会社へ提出
STEP 4	保険会社による審査・判定 ※次の場合、保険会社にて立会い鑑定を行います。 ●水災、地震 ●保険会社が必要と判断した場合
STEP 5	保険金のお支払い 保険金のお支払いが決まりましたら、保険会社に保険金請求書をご提出ください。 ※保険金請求書には、保険の対象の所有者(被保険者)全員のご署名・ご捺印が必要です。

事故が起こった場合はただちに下記窓口までご連絡ください。

修理のご依頼につきましては、セキスイハイムまたはセキスイファミエス、セキスイハイム不動産へご連絡をお願いいたします。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sonpo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

【事故サポートセンター】

【受付時間】24時間365日

●おかけ間違いにご注意ください。

0120-727-110



【LINEでの事故のご連絡】

事故のご連絡から保険金請求までLINEで完結!

24時間いつでも、カンタン、便利!

LINEの友だち追加はこちら



地震保険料控除証明書の発行について

発送時期

払込みいただく保険料(長期一時払契約の場合は、一時払保険料を地震保険期間で除した金額)について10月下旬頃に「**地震保険料控除証明書ハガキ**」をお送りします。

※「保険料控除証明書 発行サービス」またはマイナンバーカードを利用して控除証明書の電子データ(電子的控除証明書)を取得されたお客さまには、翌年以降控除証明書はがきは送付せず、マイナ手続きポータル内の電子ポストに電子データ(電子的控除証明書)を送付します。

控除証明書を紛失された場合

保険料控除証明書発行サービス*1をご利用ください。

「保険料控除証明書」の電子発行や
「保険料控除証明書ハガキ」の**再発行依頼**が可能です。

<https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>



*1 損害保険会社共同開発のサービスです。サービス期間は10月中旬から3月中旬までを予定しております。サービス期間外はご利用いただけませんのでご了承ください。

SEKISUI

損保ジャパン

2026年10月1日以降始期用

大切なすまいや財産を
末永く守る「安心」をサポート

セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は
損害保険ジャパン株式会社「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」の
セキスイハイム用販売タイプのペットネームです。
本冊子は「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」の
パンフレット兼重要事項等説明書です。



<損害保険ジャパンの加入制限について>

築年数や複数事故請求により加入制限があります。

詳しくは下記よりご確認ください。



◆お問い合わせ先

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

大阪企業営業第一部第二課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL.06-6449-1166

受付時間:平日午前9時~午後5時(12月31日~1月3日は休業)

<取扱代理店>

セキスイ保険サービス株式会社

〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)

フリーダイヤル.0120-663-392

〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町15-1(CYK神田岩本町8階)

<https://www.sekisuihoken.co.jp/sho/>

SJI26-11715 | 2026年8月6日

 **SEKISUI HEIM**

このパンフレットは「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。

詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。

重大事由による解除、事故が起こった場合、引受保険会社が破綻した場合、個人情報の取扱い、などについても併せて記載しておりますので、ご確認ください。

なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「セクスイハイムオーナーズ保険」が 選ばれている理由

1 セクスイハイムオーナーさま専用の火災保険

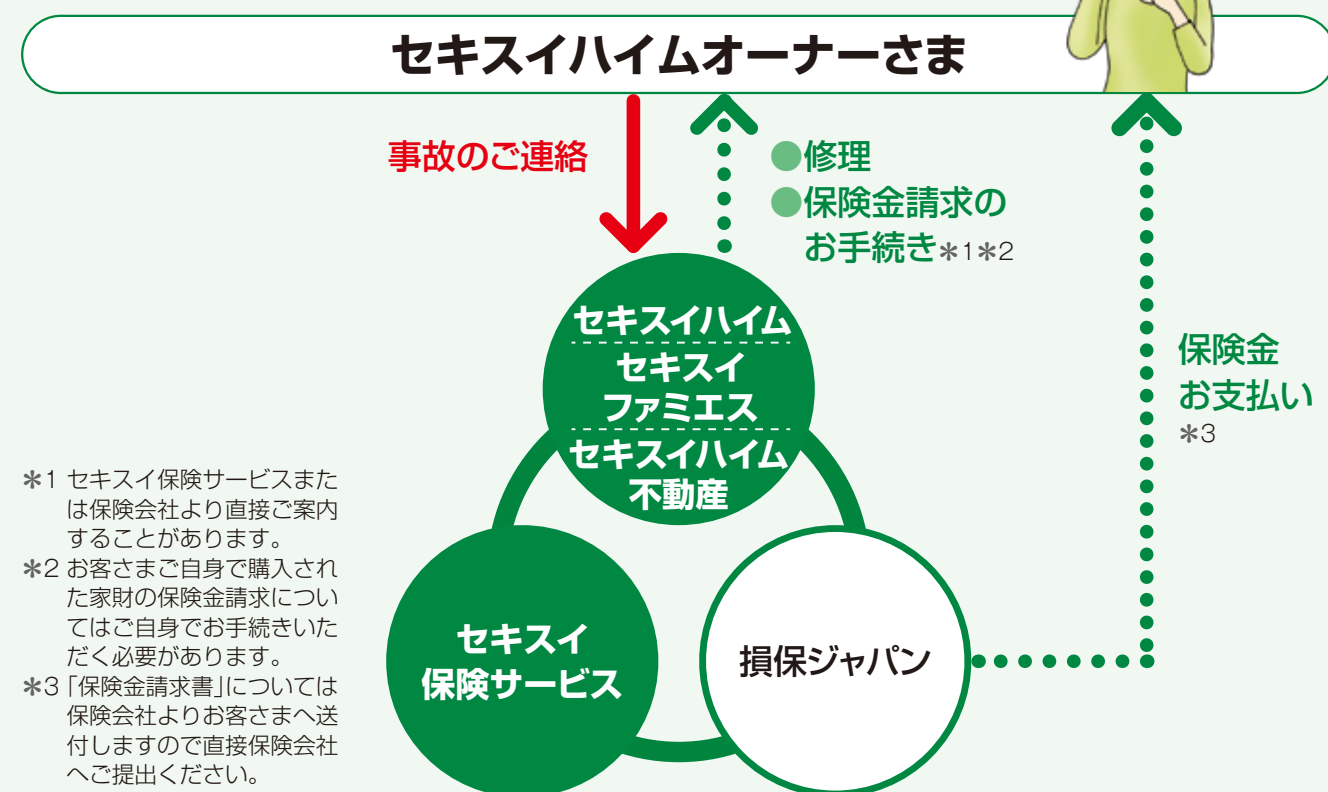
セクスイハイムオーナーさま向けのすまいの保険・地震保険です。

一般の火災保険と比べて、**保険料が割安**です。 ※適用には条件があります。※地震保険は除きます。

2 セクスイハイムグループの総合サポート

万一、事故があった場合にはグループ一丸となって安心をお届けします。

セクスイハイム、セクスイファミエス、セクスイハイム不動産にご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携をとり、対応させていただきます。
(事故のご連絡・保険金請求の流れについては、裏表紙をご覧ください。)



*1 セクスイ保険サービスまたは保険会社より直接ご案内することがあります。
*2 お客さまご自身で購入された家財の保険金請求についてはご自身でお手続きいただく必要があります。
*3 「保険金請求書」については保険会社よりお客さまへ送付しますので直接保険会社へご提出ください。

お申込みの際は、次の手順に沿ってご検討ください。

STEP 1 ご契約タイプを3タイプから1つお選びください。 7~8ページ

☐ ワイドプラス ☐ ワイド ☐ スタンダード

STEP 2 家財保険をお申込みの場合は保険金額をお決めください。 5~6ページ

家財保険 万円

STEP 3 地震保険をお申込みされるかご検討ください。 14~17ページ

☐ 必要 ☐ 不要

STEP 4 オプションをお選びください。 11~13ページ

11~12ページ

- ☐ 個人賠償責任特約
- ☐ 弁護士費用特約
- ☐ 携行品損害特約
- ☐ 類焼損害特約
- ☐ 地震火災特約
(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

賃貸住宅オーナーさま専用のオプション

13ページ

- ☐ 家賃収入特約
- ☐ 事故対応等家主費用特約
- ☐ 施設賠償責任特約
- ☐ 個人賠償責任特約包括契約に関する特約

事業を営んでいる方専用のオプション 13ページ

- ☐ 営業用什器・備品等損害特約

【保険始期日までにお客様にご対応いただきたいこと】
ご確認、チェックをお願いします。

保険料払込方法(口座振替またはクレジットカード)のご登録をお願いします。

※詳細は⑥ページ(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等②③をご参照ください。

☐ 口座振替またはクレジットカードの登録をしました。

※更新お手続きの場合、既に登録済みもしくは払込票でご案内することがあります。申込書をご確認ください。

【ご加入時の注意点】

・物件種別(専用住宅/併用住宅)をご確認ください。詳細は、24ページの「保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について」をご参照ください。
・築古物件については事前に保険会社へ加入可否の確認が必要です。
・他の火災保険契約がある場合、重複を避けるため新しい保険の開始日に合わせて既存の保険の解約手続きが必要です。

【ご加入後の注意点】

・建物の構造または用途を変更した場合は必ず代理店へご連絡ください。
例) 建物の一部を事務所として利用する場合等

「THE すまいの保険」では火災リスクだけではなく、自然災害リスクや水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。

THE すまいの保険『建物』

火災や台風などの自然災害はもちろん、日常災害リスクも補償します！ ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

※3タイプの詳細は7～8ページをご覧ください。

お住まいの復旧に必要な「費用」もお支払いします。THE すまいの保険では「評価済保険」を導入しているため、万が一の事故の際にも実際の損害の額を全額補償します。

建物が古くても全額補償！「評価済保険」の導入（建物のみ）

THE すまいの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、実際の復旧費用を保険金額限度にお支払いします。

ここが違う！

従来の火災保険*1では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。

*1 従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。

建てかえ費用特約について

※建てかえ費用特約の詳細は19ページをご覧ください。

住宅に70%以上の損害が発生した場合に、損害を受けた建物を新築に建てかえることができる特約です。保険の対象に建物を含み、建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が自動セットされます。万が一大きな損害が発生した場合に、建てかえ・買いかえの選択肢も取っていただくことができるよう特約を開発しました。

住宅修理トラブル*2 弁護士費用特約について

※住宅修理トラブル弁護士費用特約の詳細は19ページをご覧ください。

悪質な修理業者との住宅修理トラブル*2を解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用などを補償します。保険の対象に建物が含まれているご契約には当該特約が自動セットされます。

*2 保険証券記載の建物の修理、改築、増築等の契約（火災保険の保険金請求の代行・支援、建物の調査を行う業者との契約を含みます。）に関する紛争をいいます。

建物を保険の対象とする場合のご注意

保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。この場合において、被保険者は復旧が完了した旨を損保ジャパンに通知するものとします。なお、損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。

※建物の復旧が確認できない場合、受け取った保険金の返還を求められることがあります。

！ご注意

住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください！

「保険が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店または損保ジャパンへご相談ください。トラブルがあった場合は、消費者ホットライン（188番）にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。



お住まいの地域のリスクをご存知ですか？

是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>



〈一例〉大阪市北区付近

『建物』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [出典元：損保ジャパンにおける事例]

※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払金額が異なる場合があります。

火災リスク

火災

子供が火遊びをしていて書籍に燃え移り、火災が発生した。

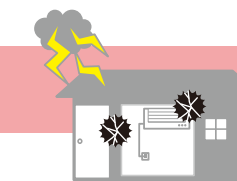
お支払保険金 約1,185万円



落雷

落雷によりインターフォンやエアコンが破損した。

お支払保険金 約45万円



自然災害リスク

風災

台風による風で門塀が破損した。

お支払保険金 約83万円



雪災

大雪の重みによりカーポートの柱が根元から折れ、同時にサイクルポートの支柱も曲がった。

お支払保険金 約68万円



水災

集中豪雨によって自宅が床上浸水した。

お支払保険金 約153万円



雹災

雹が降りカーポートの屋根が破損した。

お支払保険金 約38万円



日常災害リスク

水濡れ

併用・賃貸住宅の2階横配水管がつまり、キッチンシンクより逆流し、1階店舗に被害が生じた。

お支払保険金 約59万円



盗難

泥棒が入って窓ガラス、ドアを壊された。

お支払保険金 約92万円



車両の衝突

ハンドル操作を誤り、外壁と自宅物置へ衝突した。

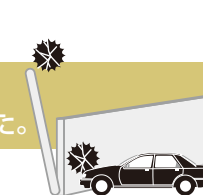
お支払保険金 約153万円



車両の衝突

駐車場の車による衝突で外部フェンスおよび柱が破損した。

お支払保険金 約11万円



不測かつ突発的な事故

子供がソファ上で遊んでいたところ、肘をぶつけて引戸に穴があいた。

お支払保険金 約10万円



不測かつ突発的な事故

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たって、ドアが破損した。

お支払保険金 約27万円



電氣的・機械的事故

突発的なヒートポンプ内の基盤故障のためエコキュートが給湯できなくなった。

お支払保険金 約6万円



電氣的・機械的事故

室外機の電気部品が原因不明の不具合により発火し、エアコンファンが延焼した。

お支払保険金 約7万円



建物の保険では**家財は補償されません。**
家財の損害については、別途家財の保険を
ご契約いただく必要があります。

THE すまいの保険『家財』
大切な家財もしっかり補償します! 思わぬリスクから必需品を守ります!

家財の新価の目安 (2026年3月現在)

ご家族構成 世帯主の年齢	2人世帯 大人のみ	3人世帯 大人2名子供1名	4人世帯 大人2名子供2名	5人世帯 大人2名子供3名	独身世帯
25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	

上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※家財とは建物内に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。
※併用住宅の場合、特約をセットしていただくことで、営業用什器・備品等も補償することが可能です。営業用什器・備品は建物内(同一敷地内の物置・車庫その他の付属建物を含みます。)に収容される、業務用の什器・備品等の動産をいいます。

家財を保険の対象とした場合のご注意

1. 「貴金属等」の補償について

「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される金額によって、お手続き方法が異なります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「貴金属等」の金額	お手続き方法
100万円まで	自動補償のため、特段のお手続きは不要です。
1,000万円以下	右記のなかから、ご希望される保険金額を選択します。 300万円・500万円・800万円・1,000万円
1,000万円超	「貴金属等」の詳細を申込書等に明記のうえ、ご希望される保険金額を設定します。

2. 盗難、不測かつ突発的な事故の補償限度額(次のものは、記載の金額を限度にお支払いします。)

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

対象	事故の種類	限度額
① 貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③ 預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

思っている以上に家財は高額です!

家具: 210万円

- ソファ、テーブル、応接セットなど…60万円
- じゅうたん、カーテンなど…10万円
- その他タンス、本棚など…140万円

衣類: 450万円

- コート、スーツ、制服など…250万円
- 普段着…80万円
- 婦人衣服など…120万円

身の回り品: 250万円

- 靴、バッグなど…100万円
- アクセサリ、腕時計…150万円

ベッド・寝具類: 60万円

趣味・娯楽: 150万円

- テレビ、PC、カメラなど…65万円
- 書籍、ゲーム機、DVDなど…30万円
- レジャー・スポーツ用品など…35万円
- 楽器、ステレオなど…20万円

学用品・玩具: 50万円

- 文房具、教材など…10万円
- 学習机、本棚…30万円
- 玩具など…10万円

洗濯機・掃除用具・洗面用具: 35万円

- 洗濯機…25万円
- 掃除機など…8万円
- ドライヤーなど…2万円

台所用品: 85万円

- 食器類、調理器具…30万円
- 冷蔵庫、電子レンジなど…35万円
- 食器棚など…20万円

『家財』 実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例 [出典元: 損保ジャパンにおける事例]
※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払金額が異なる場合があります。

火災リスク

火災

居間で火災が発生し、消火の放水で、電化製品・タンス・じゅうたんなどが水浸しになった。

お支払保険金 約**210万円**

落雷

落雷による過電流で、パソコンやテレビ、冷蔵庫などが故障した。

お支払保険金 約**40万円**

自然災害リスク

雪災

雪害による屋根破損の影響で雨漏りが起こり家財に被害が生じた。

お支払保険金 約**13万円**

水災

集中豪雨による床上浸水で家財に損害が生じた。

お支払保険金 約**82万円**

水濡れ

自宅に設置してあるエアコンの排水容器から水が溢れ、室内床及び服飾品が汚損した。

お支払保険金 約**82万円**

盗難

空き巣の被害にあい、腕時計・コート・ハンドバッグを盗まれ、液晶TVを壊された。

お支払保険金 約**70万円**

盗難

自宅に泥棒に入れられ、現金を盗まれた。

お支払保険金 約**22万円**

不測かつ突発的な事故

自宅でカメラレンズを交換しようとしてカメラ本体を落として破損した。

お支払保険金 約**10万円**

不測かつ突発的な事故

子供が誤って電気コードを引っ張り、家電製品が落ちて破損した。

お支払保険金 約**8万円**

不測かつ突発的な事故

輸入花瓶の水を取り替えようと持ち上げたら、手が滑って落とし花瓶を割ってしまった。

お支払保険金 約**6万円**

不測かつ突発的な事故

自宅で楽器のアルトサックスを落として破損した。

お支払保険金 約**7万円**

不測かつ突発的な事故

子供がおもちゃを液晶テレビに投げつけ液晶パネルが破損した。

お支払保険金 約**15万円**

不測かつ突発的な事故

勝手口が突風であおられて閉まり、置いていた釣り竿が挟まって折れた。

お支払保険金 約**8万円**

保険の対象と事故事例

建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

3タイプの『セキスイハイムオーナーズ 保険』

実際にかかった損害の額(修理費^{*1})を基準に保険金をお支払いします！

ご契約タイプは、お客さまのご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

1～4・6…自己負担額なし^{*2}

5・7～10…自己負担額5万円

※保険金のお支払いの対象外となる場合があります。詳しくは10・3ページをご参照ください。

		火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク					
		1 火災・破裂・爆発 消防活動による 水濡れ、破壊などを 含みます。	2 落雷	3 窓ガラスや 屋根の破損など 風災・雹災・雪災	4 台風や集中豪雨に よる川の氾らんなど 水災 ※詳しくは下図を ご参照ください。	5 給排水設備などの 事故による 水濡れ*3	6 盗難による 盗取・損傷など	7 外部からの物体の 落下・飛来・ 衝突など	8 騒擾・集団行動など に伴う 暴力行為	9 不測かつ 突発的な事故	10 建物電氣的・ 機械的事故
ご契約タイプは、 以下の3タイプから お選びいただけます。 ※1～8の補償は必ず セットされます。	建物										
	家財										
ワイドプラスタイプ	☐ 建物 ☐ 家財	[Blue bar]									
ワイドタイプ	☐ 建物 ☐ 家財	[Pink bar]									
スタンダードタイプ	☐ 建物 ☐ 家財	[Green bar]									

家財は補償しません

家財は補償しません

全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので安心！

損害保険金以外にも、さまざまな費用をお支払いします。 ※お支払い内容の概要につきましては23ページをご参照ください。

復旧付随費用	費用保険金など			
損害範囲確定費用	A 臨時費用保険金 上記の1から10までの損害保険金がお支払われる場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。	B 地震火災費用保険金 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象が一定の損害を受けた場合にお支払いします。	C 凍結水道管修理費用保険金 建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。 ※パッキングのみに生じた損害などは対象外です。	D 損害防止費用 火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合にその費用をお支払いします。
仮修理費用				
残存物取片づけ費用	¥			
原因調査費用				
試運転費用				
賃借費用				
仮設物設置費用				
残業勤務などの費用				
保険の対象以外の原状復旧費用				

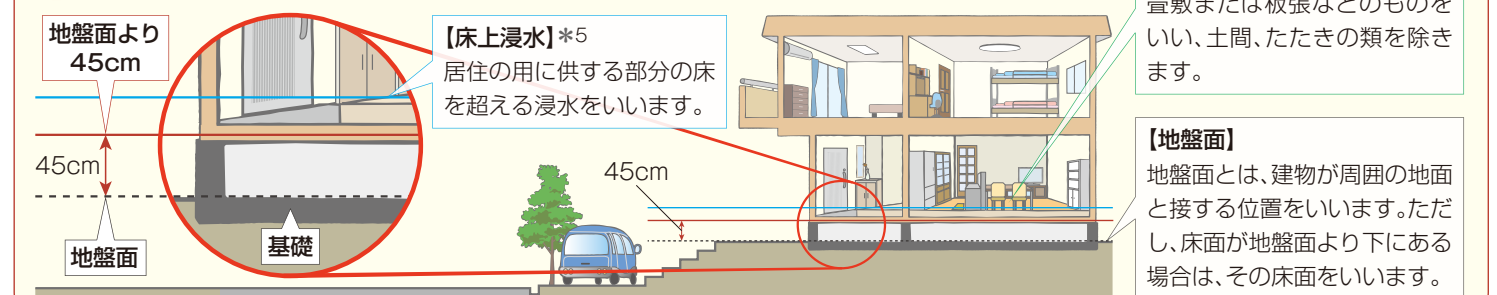
※1 復旧費用だけでなく、復旧付随費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。
事故が起きると復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。THE すまいの保険では復旧に付随して発生する上記の費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。
※本パンフレットでは「復旧に付随して発生する費用」を「復旧付随費用」と呼称します。
※お支払いする損害保険金の額は、保険金額の2倍が限度です。
※全焼等により建物を復旧できない場合などを除いて、自己負担額を差し引きます。

通貨等・預貯金証書等の盗難の場合は、以下の金額が限度となります。
●通貨等：1事故1敷地内あたり20万円
●預貯金証書：1事故1敷地内あたり200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
※家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。

※詳しくは9～10ページをご参照ください。

『水災^{*4}補償(床上浸水^{*5}の定義など)』のご説明

以下のいずれかの浸水条件に該当する場合、補償します。
①床上浸水^{*5}のとき、②地盤面から45cmを超える浸水のとき、③損害割合が再調達価額の30%以上のとき



※2 ただし 3 については、始期日時点で築30年以上(建築年が不明の場合を含みます)の場合、免責金額(自己負担額)は5万円となります。
※3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます(ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます。)。
※4 水災とは、台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の災害をいいます。
※5 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
※ 築40年以上または築年数不明の物件は、ご契約前に保険会社への照会が必要です。

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります！

「ワイドプラスタイプ」なら建物付属機械設備の電氣的・機械的事故の損害も補償します！

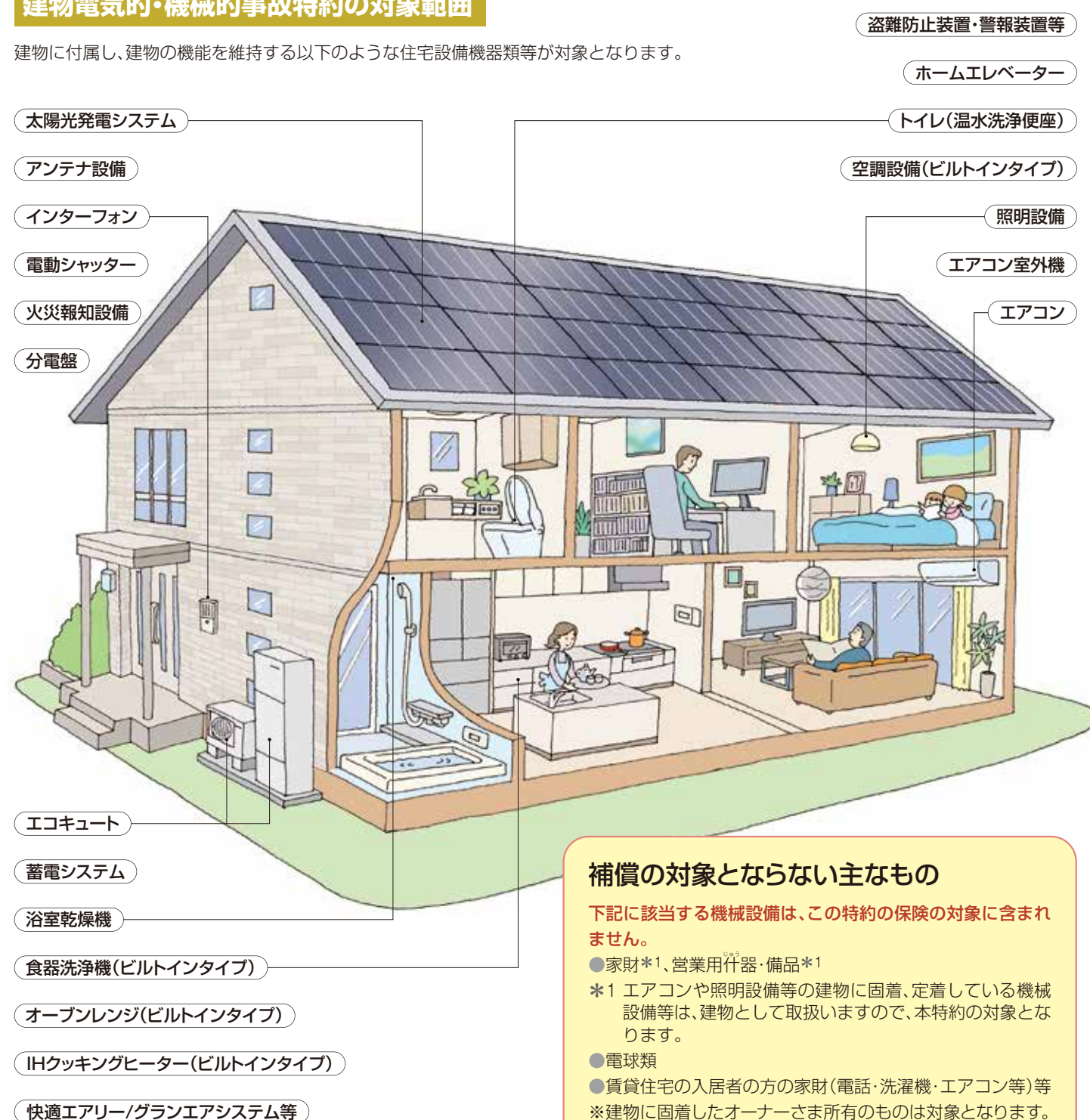
建物に付属した機械設備（空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等）に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故による損害を補償します。

お支払いする保険金は **損害額（修理費）－ 5万円（自己負担額）** です。

※支払限度額（保険金額）を上限とします。

建物電氣的・機械的事故特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。



補償の対象とならない主なもの

下記に該当する機械設備は、この特約の保険の対象に含まれません。

●家財*1、営業用什器・備品*1

*1 エアコンや照明設備等の建物に固着、定着している機械設備等は、建物として取扱いますので、本特約の対象となります。

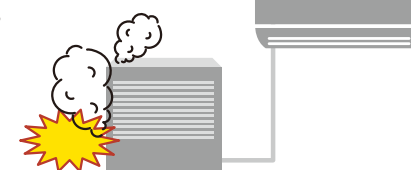
●電球類

●賃貸住宅の入居者の方の家財（電話・洗濯機・エアコン等）等
※建物に固着したオーナーさま所有のものは対象となります。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります！

エアコンが効かない

エアコンの室外機内の部品が損傷して、冷風が出なくなった。



エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなった。



故障の原因が、自然の消耗または劣化ではない

保険金をお支払いできる
場合があります。

故障の原因が、自然の消耗または劣化である

保険金をお支払いすることが
できません。

保険金をお支払いする主な場合

左記「対象範囲」記載の建物付属機械設備等に電氣的・機械的事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。「不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼働に伴って発生した事故」となります。機械の設備や内在する原因により、電氣的、機械的な作用で損害が発生した事故が「電氣的・機械的事故」となります。

電氣的事故

短絡、過電流、過電圧、空気中の電気的作用、その他の電氣的現象により溶解溶断、炭化、噴煙、変色、焦損等の損害が発生した事故。

機械的事故

さまざまな機械的作用に伴って損害が生じたもので、電気的作用以外による事故。

実際の事故事例

基盤ショートによりエアコン本体と室外機が故障。

お支払保険金 約 **11万円**

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

保険金をお支払いできない主な場合

●保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等による損害

●保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任*2を負うべき損害

●不当な修理や改造によって生じた事故

●消耗部品*3および付属部品の交換

●コンピュータープログラム、インプットデータ等コンピューターソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
等
*2 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

*3 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球等をいいます。

実際に対象外とされた事故事例

浄化槽管理業者による点検の際、排水ポンプの不調を確認したが**消耗劣化**のためお支払いの対象外と判断。

お支払いの対象外

！本特約とメーカー保証は重複して支払われません

	保険始期					保険満期
設備A	メーカー保証	本特約にて補償				
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証		本特約にて補償		
設備C	メーカー保証	本特約にて補償		交換	メーカー保証	本特約にて補償
設備D		追加*4	メーカー保証	本特約にて補償		

*4 設備を追加される際には保険金額の増額が必要な場合がありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

さらに、オプション(追加の補償)をご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては19～21ページをご覧ください。

賠償責任リスク

個人賠償責任特約

補償の重複にご注意ください

日常生活においてお客さまご自身またはご家族の方が、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。

●保険金額：1億円、無制限(国外は1億円限度)のいずれかから選択できます。

被保険者(補償を受けられる方)の範囲

特約の被保険者は以下の(1)から(6)までの方です。

- (1)記名被保険者
- (2)記名被保険者の配偶者
- (3)記名被保険者または配偶者の同居の親族
- (4)記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子
- (5)記名被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかざります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかざります。
- (6)(2)から(4)までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかざります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかざります。

その他の注意点

- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・保険金額を十分にご確認ください。
- 示談交渉サービスについて
 - 日本国内の事故にかざり、損害賠償に関する示談交渉をお客さまに代わって損保ジャパンがお引受けします。
 - 示談交渉サービスのご利用にあたっては、この特約の被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の方の同意が必要となります。
 - この特約の補償の対象となる事故にかざります。
 - 賠償責任額が明らかにこの特約の保険金額を超える場合は対応できません。

実際の事故事例

前方の自転車を追い越した後、その自転車の前を横切って左折したところ、相手と接触。相手が転倒し負傷した。

お支払保険金 約700万円

実際の事故事例

自転車走行中に横断歩道上で高齢の女性と接触、左足を骨折させた。

お支払保険金 約620万円

実際の事故事例

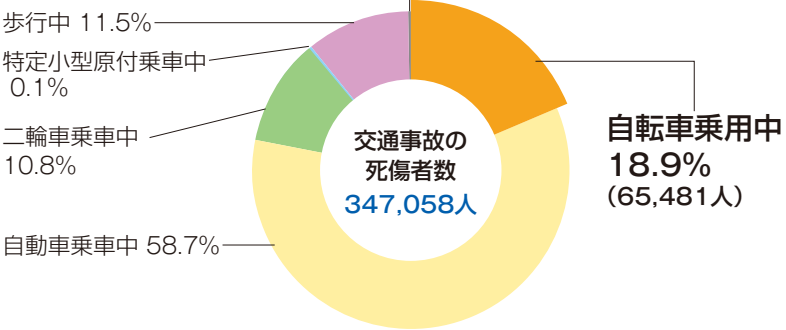
浴室に水をためている途中で寝てしまい水が溢れ、階下の複数の部屋に漏水した。

お支払保険金 約620万円

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

ご参考 自転車事故を取り巻く環境

2024年の自転車乗用中の交通事故は67,531件、およそ7分47秒に1件の割合で発生しています。また、自転車乗用中の死傷者数は65,481人と、交通事故の死傷者数に占める割合の18.9%にも上っています。このような背景を踏まえ、自転車利用者に対して保険加入義務・努力義務を課す自治体が全国で増加しています。



出典：日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え」

自転車損害賠償責任保険等の加入義務

	都道府県
義務	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務	北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

出典：国土交通省(2024年4月1日現在)

費用リスク

弁護士費用特約

補償の重複にご注意ください

日常生活で起こる被害事故や人格権侵害に関する紛争で、被保険者が相手方に法律上の損害賠償請求をする場合や、自動車等の対人加害事故における刑事事件の対応を行う場合に弁護士に相談・依頼する費用等*1を補償します。

*1 弁護士費用および法律相談・書類作成費用等をいいます。

＜お支払いする保険金＞

1回の事故につき、被保険者1名あたりのお支払いする保険金は次のとおりです。

紛争解決弁護士費用

- 紛争解決弁護士費用保険金：300万円が限度
- 紛争解決法律相談・書類作成費用保険金：10万円が限度

刑事弁護士費用

- 刑事弁護士費用保険金：150万円が限度
- 刑事法律相談費用保険金：10万円が限度

※火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の特約を補償するご契約がある場合は、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。



携行品リスク

携行品損害特約

補償の重複にご注意ください

保険の対象に家財が含まれる場合にセットできます。

被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に補償します。

●保険金額：50万円、100万円のいずれかから選択できます。

※お支払いする保険金は、保険年度ごとに、ご選択いただいた特約の保険金額が限度となります。

- 自己負担額：1万円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。

※火災保険の他、傷害保険などで、この補償と同種の特約を補償するご契約がある場合は、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

※補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

類焼リスク

類焼損害特約

補償の重複にご注意ください

建物からの失火で近隣の住宅や家財に類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財の損害を補償します。

- 保険金額：保険年度ごとに1億円限度
- 煙損害または臭気付着損害を除きます。
- 損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。

※この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。

実際の事故事例

入居者のタバコの不始末で火災が発生し、近隣の建物に延焼した。

お支払保険金 約4,400万円

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

オプション

地震火災リスク

地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

地震等を原因とする火災の損害が生じた場合に、地震保険金・地震火災費用保険金とあわせて、最大で火災保険金額の100%まで補償します。

●保険金額

地震火災30プラン：保険金額*2×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%をお支払いします。)

地震火災50プラン：保険金額*2×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%をお支払いします。)

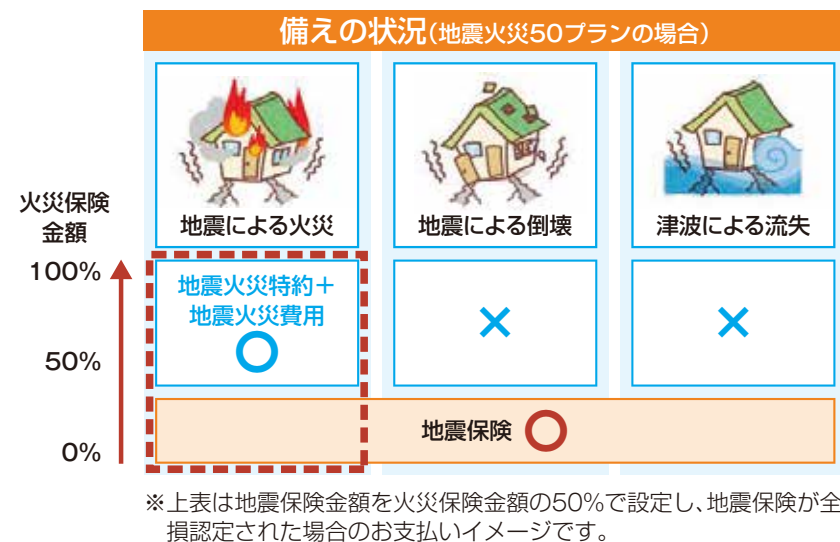
*2 保険金額が再調達価額を超えときは、算式の保険金額は再調達価額とします。保険の対象が家財である場合において、家財の再調達価額には貴金属等は含みません。

●地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後、火災による損害が生じた場合を除きます。

●お支払いいただいた特約の保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます(2026年5月現在)。

●特約の中途セット、中途解約はできません。

※地震保険をセットしない場合でも、この特約をセットすることができます。ただし、地震による倒壊や津波による流失等の損害は補償されませんのでご注意ください。



賃貸住宅オーナーさま専用のオプションをご用意!

※お支払いする保険金の概要につきましては21～22ページをご覧ください。

経営リスク(家賃収入)

家賃収入特約

他人に貸している住宅(戸室)が火災などにより損害を受けた結果被った、家賃収入の損失を補償します。

●保険金額：家賃月額に約定復旧期間の月数を乗じた額

●約定復旧期間：6か月

実際の事故事例

アパートから火災が発生し、復旧までの期間の家賃が減少した。

お支払保険金 約140万円

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

事故対応等家主費用特約

家賃収入特約をセットした場合にセットできます。

対象となる建物に家主が居住している場合はセットできません。

賃貸住宅(借戸室)内での死亡事故に伴う家賃の損失や、その戸室を賃借可能な状態にするための費用、火葬や遺品整理等にかかる費用を補償します。

●保険金額：家賃収入補償…保険の対象である建物の家賃月額 死亡事故対応費用補償…100万円

※居住戸室数をご確認ください。

施設賠償責任特約

建物の欠陥や業務上の過失によって生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担した場合に施設賠償責任保険金をお支払いします。

●保険金額：1億円

●損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

実際の事故事例

ルーフガーデンの排水口がつまり、階下の入居者家電等が水濡れ損害を受けた。

お支払保険金 約228万円

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

入居者リスク(賠償責任)

個人賠償責任特約包括契約に関する特約

2戸室以上のアパート(共同住宅)にセットできます。

日常生活において、入居者およびそのご家族の方が、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●保険金額：1億円、無制限(国外は1億円限度)のいずれかから選択できます。

●国内外の事故にかかわらず補償します。

●国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

事業を営んでいる方専用のオプション(追加の補償)

※お支払いする保険金の概要につきましては22ページをご覧ください。

什器・備品リスク

営業用什器・備品等損害特約

物件種別が併用住宅物件の場合にセットできます。

保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

●保険金額：100万円、300万円、500万円、800万円、1,000万円のいずれかから選択できます。

●自己負担額：1万円

※補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※盗難の場合の補償限度額は22ページの〈注意〉を参照してください。

『地震保険』もあわせて万一の備えを!

原則
セット

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。
地震を原因とする火災は、火災保険では補償されません。

地震保険とは

- 1 法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- 2 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。
- 3 保険料は各社共通となっています。
- 4 火災保険にセットしてご契約いただきます。地震保険のみではご契約できません。
- 5 居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。

(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象になりません。)

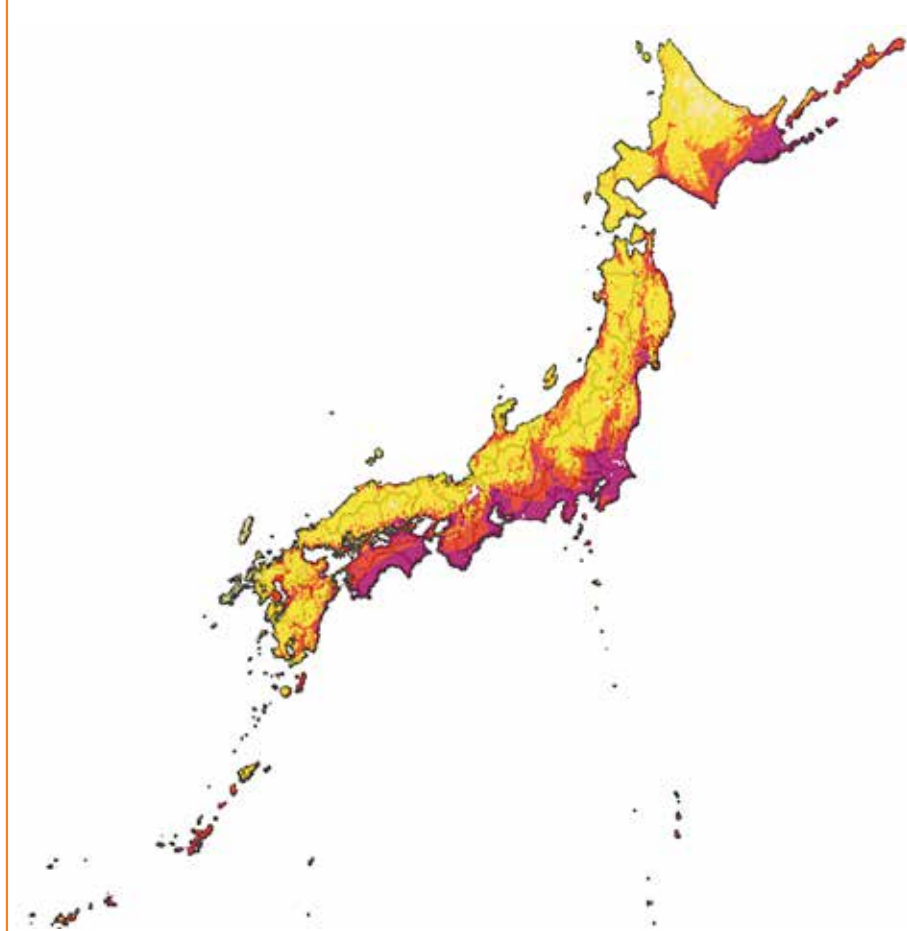
※地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金の支払いなどの業務を行います。大地震発生時には巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。

確率論的地震動予測地図(確率の分布)

今後30年間に 震度6弱*1以上の揺れに 見舞われる確率

(平均ケース・全地震) (基準年:2024年)

*1 震度6弱では、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物において、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあります。



(出典)J-SHIS地震ハザードステーション 防災科学技術研究所

実際の事故事例

地震を原因とする火災で建物が全焼してしまった(全損)。

お支払保険金
約1,600万円

地震により地盤が沈下し、建物が傾いてしまった(全損)。

お支払保険金
約4,500万円

地震による津波で、家財がすべて流出した(全損)。

お支払保険金
約350万円

地震により電子レンジや食器類が落下し、破損した(一部損)。

お支払保険金
約75万円

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払いする保険金の額は異なります。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)*・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震による火災



地震による倒壊



津波による流失

保険の対象

- ①居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。
 - ②家財…居住用の建物内に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は除きます。
- 地震保険の保険の対象は、THE すまいの保険で保険の対象になっているものにかぎります。THE すまいの保険の保険の対象が上記建物および家財である場合、地震保険の保険の対象として建物または家財のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。
 - 地震保険の保険の対象とならないもの (THE すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。)
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
 - 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
 - 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - 設備・什器、商品・製品

など

地震保険の保険金額の設定と保険期間

◆保険金額の設定

- 保険金額は次のように定めます。

THE すまいの保険の保険金額

×

30%~50%*1

=

地震保険の保険金額
(建物:5,000万円限度*2 家財:1,000万円限度)

- *1 地震保険の保険金額は、THE すまいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲内で設定します(1万円単位)。ただし、建物は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物について5,000万円*2、家財は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財について1,000万円が限度となります。地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- *2 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

◆保険期間

- 主契約の保険期間にあわせてご契約いただきます。

地震保険料控除証明書

- ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料*3が一定額を限度として、その年の契約者の課税所得から控除*4されます。(2026年3月現在)
- 紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合は、裏表紙の「地震保険料控除証明書の発行について」をご参照ください。
- *3 地震保険の保険期間が1年を超える一括払契約については、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、一括払保険料を保険期間の年数で割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。
- *4 控除対象額は右記のとおりです。所得税:地震保険料の全額(最高50,000円) 個人住民税:地震保険料の1/2(最高25,000円)

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE すまいの保険にセットして地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

※保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

地震保険のお支払いについて

◆保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

◆お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）を保険金としてお支払いします（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。）。

損害の程度	認定の基準※5				お支払いする保険金の額		
	建 物		家 財				
全 損	主要構造部※6の損害額が	建物の時価の 50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価※7が限度)	
大半損		建物の時価の 40%以上50%未満		建物の延床面積の 50%以上70%未満		家財全体の時価の 60%以上80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価※7の60%が限度)
小半損		建物の時価の 20%以上40%未満		建物の延床面積の 20%以上50%未満		家財全体の時価の 30%以上60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価※7の30%が限度)
一部損		建物の時価の 3%以上20%未満		全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合		家財全体の時価の 10%以上30%未満	地震保険保険金額の 5% (時価※7の5%が限度)

※5 建物・家財の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、これらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。家財の場合は個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

※6 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施行令に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

※7 時価額とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

構 造	主な商品名	主要構造部の損害認定 着目点
鉄骨造	パルフェ・ドマーニ・bj・パルフェbjスタイル・デシオ・スマートパワーステーションシリーズ・クレスカーサ・シェダン・ノースワード・ウィズハイム・レトア など	開口部(窓・出入口)、 外壁
2×6造・2×4造(枠組壁工法)	グランツーユー・ミオーレ など	外壁、内壁、基礎、屋根

- お支払いする保険金は、1回の地震等における損害保険会社全体で算出された保険金の総額が12兆円を超える場合、算出された保険金の総額に対する12兆円の割合によって削減される場合があります。（2026年4月現在）
- 72時間以内に生じた2回以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。

◆損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。）保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

◆損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、前ページ記載の損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

◆損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

◆主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金（臨時費用保険金など）も支払われません。（地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。）

◆保険金をお支払いできない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣・エレベーター・給排水設備のみに生じた損害※1
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 など

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等（高額貴金属等）、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

※1 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

割引の種類	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料※2	割引率
免震建築物割引	免震建築物※3に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関※4により作成された書類※5のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類※6※7 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書（耐震等級割引の場合にかぎります。）」 など	50%
	耐震等級※3を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書※6 例)「フラット35Sの適合証明書」 など ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類（工事種別が新築の場合は耐震等級割引（30%）、増築・改築の場合は耐震等級割引（10%）を適用します※7。） 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 など	等級3: 50% 等級2: 30% 等級1: 10%
耐震診断割引	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号（平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。）に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 など	10%
建築年割引	1981年6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 など ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」 など	10%

※2 代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※3 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、品確法といいます。）等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

※4 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

※5 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類にかぎります。

※6 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類（「設計内容説明書」等）から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

※7 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類（「設計内容説明書」等）から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

建物電氣的・機械的事故特約(ワイドプラスタイプ)について

特約の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
建物電氣的・機械的事故特約	保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合 ●③ページの損害保険金の「お支払いする損害保険金の額」に記載の算式により算出された建物の損害保険金[1事故につき自己負担額5万円] ●臨時費用保険金	10ページをご確認ください

特約(自動セット)

特約の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
建てかえ費用特約 ※保険の対象に建物が含まれる場合 ※協定再調達価額と建物の保険金額が同額の場合	【建てかえ費用保険金】 損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金が支払われる場合で、以下の条件をいずれも満たす場合 ●損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること ●事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえ(買いかえを含む)が完了したこと ※建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要です。 【取りこわし費用保険金】 建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合 ※以下に該当する場合には、その旨の通知が必要です。 ●取りこわしを開始・完了した場合 ●損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合 ●損害を受けた建物の使用を開始した場合 【建てかえ費用保険金】 被保険者が損害を受けた建物の建てかえのために負担する費用－損害の額(建物の保険金額－損害の額が限度) ※損害の額には、復旧付随費用は含みません。 【取りこわし費用保険金】 取りこわし費用の実費(建物の保険金額の10%が限度)	建てかえをせずに修復をした場合 など
住宅修理トラブル 弁護士費用特約 ※保険の対象に建物が含まれる場合	【弁護士費用保険金】 被保険者が弁護士等への委任を行った場合に、被保険者が弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。なお、弁護士等への委任について、委任契約の内容が記載された書面を損保ジャパンに提出し、あらかじめ損保ジャパンの承認を得なければなりません。 【法律相談・書類作成費用保険金】 被保険者が弁護士等へ法律相談や書類作成を委託した場合に、被保険者が負担する費用に対して、法律相談・書類作成費用保険金を支払います。 ＜被保険者＞特約の被保険者は以下のすべての方です。 ①記名被保険者(主契約の被保険者と同一となります。) ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 【弁護士費用保険金】 被保険者1名あたりの限度額:300万円 【法律相談・書類作成費用保険金】 被保険者1名あたりの限度額:10万円 ※1回の原因事故につき	弁護士等への委任についてあらかじめ損保ジャパンの承認を得なかった場合(弁護士費用保険金) など

特約(オプション)

セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任特約 ※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	被保険者*1が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●被保険者*1の居住の用に供される住宅または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者*1の日常生活に起因する偶然な事故 *1 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者*2 ③記名被保険者またはその配偶者*2の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者*2の別居の未婚の子	自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任の場合 業務に直接起因する賠償責任の場合 など

特約の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。 *2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 ⑨ 損害賠償金 ⑩ 訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、⑨は保険証券記載の保険金額を限度に、⑩は全額*3をお支払いします。) *3 損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって⑩の費用をお支払いする場合があります。	
弁護士費用特約	【紛争解決弁護士費用】 日本国内において保険期間中に発生した被害事故または人格権侵害を解決するために、被保険者が弁護士等に委任したことで弁護士費用および法律相談・書類作成費用等を負担した場合 【刑事弁護士費用】 日本国内において自動車を運転中の対人事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に刑事事件の対応を行うための弁護士費用*4および法律相談費用等を負担した場合 *4 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。 1回の事故につき、被保険者1名あたりのお支払いする保険金は下記の通りです。 【紛争解決弁護士費用】 紛争解決弁護士費用保険金:300万円が限度 紛争解決法律相談・書類作成費用保険金:10万円が限度 【刑事弁護士費用】 刑事弁護士費用保険金:150万円が限度 刑事法律相談費用保険金:10万円が限度 ※主契約の自己負担額に関係なく、本特約の自己負担額は0円となります。	医療ミスによる被害事故に関するトラブルを解決するために支出した弁護士費用 など
携行品損害特約	日本国内外において、被保険者*5の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合 *5 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者*6 ③記名被保険者またはその配偶者*6の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者*6の別居の未婚の子 *6 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一ではあるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 損害の額－1万円(自己負担額) ※保険年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 ※保険の対象が生活用の通貨等、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害の額の上限を5万円とします。	自然の消耗、劣化等による損害の場合 など
類焼損害特約	保険の対象である建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着損害を除きます。近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(保険年度ごとに1億円を限度とします。)	火災によって発生した煙や臭気による損害の場合 延焼してしまった建物が空き家や専用品店舗の場合 など

特約の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
地震火災特約 (地震火災30プラン・地震火災50プラン)	地震等を原因とする火災により、保険証券記載の建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼となった場合 ※地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合は補償されません。 ※地震保険をセットしない場合でも、本特約をセットすることができます。ただし、地震による倒壊や津波による流失等の損害は補償されません 【地震火災30プラン】 保険金額×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%) 【地震火災50プラン】 保険金額×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%) ※保険金額が再調達価額を超えときは、算式の保険金額は再調達価額とします。保険の対象が家財である場合において、家財の再調達価額には貴金属・稿本等は含みません。	建物が半焼以上とならなかった場合 家財が全焼とならなかった場合 など
家賃収入特約	補償対象となる事故(27ページの損害保険金の①から⑧まで、および19ページの建物電氣的・機械的事故特約のうち、補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入に損失が生じた場合 復旧期間内(約定復旧期間(6か月)を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の特約の保険金額を限度にお支払いします。)	選択したプランで対象外となる事故により、他人に貸している建物が損害を受けた場合 など
事故対応等 家主費用特約 ※対象となる建物に家主が居住している場合は引き受けできません。	【家賃収入保険金】 賃貸住宅(借用户室)内で死亡事故(自殺・犯罪死・孤独死*1)が発見され、死亡事故発生住宅(戸室)に空室期間*2・値引期間*3が、隣接戸室*1に空室期間*2が発生したことによる家賃の損失が生じた場合 ※死亡事故発見日からその日を含めて90日以内(賃貸借契約終了のために相続財産清算人が選任された場合は、死亡事故の発見日から730日以内)に死亡事故発生住宅(戸室)の賃貸借契約が終了した場合にかざります。 *1 死亡事故により物的損害が発生した場合にかざります。 *2 賃貸借契約終了の日からその日を含めて30日以上空室期間が発生した場合にかざります。 *3 新たな入居者を募集する際にその入居希望者に対して死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等で告知した場合にかざります。 【死亡事故対応費用保険金】 賃貸住宅(借用户室)内で死亡事故が発見され、被保険者が原状回復費用*4または事故対応費用*5を負担した場合 ※死亡事故発見日からその日を含めて180日以内に生じた費用にかざります。 *4 死亡事故発生住宅(戸室)等を、賃借可能な状態に修復、改装、清掃、消毒または脱臭等するために要する費用 *5 死亡事故に対応するために被保険者が支出を余儀なくされた、遺品整理費用、見舞金・見舞品購入費用、火葬費用または葬祭費用、相続財産清算人選任申立費用 【家賃収入保険金】 ●空室期間が発生したことによる家賃の損失 家賃月額×賃貸借契約終了の日から12か月以内にある空室期間の月数 ●値引期間が発生したことによる家賃の損失 値引した家賃月額×賃貸借契約終了の日から12か月以内にある値引期間の月数 ※家賃収入特約から家賃収入保険金が支払われる場合は、家賃収入保険金の額を差し引きます。 【死亡事故対応費用保険金】 実費(1回の事故につき、100万円が限度) ※見舞金・見舞品購入費用は、1回の事故につき、10万円を限度とします。	賃貸借契約が締結されていない賃貸住宅内で発生した死亡事故の場合 など
施設賠償責任特約 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	被保険者が、日本国内において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故 ●被保険者の保険証券記載の施設における保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)	建物外部から内部への雨や雪等による侵入または吹き込みによる損害の場合 など

特約の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任特約 包括契約に関する特約 ※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	被保険者*6のうち①から③の者が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●居住用戸室*7の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 *6 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①居住用戸室*7に居住している者 ②居住用戸室*7に居住している者の配偶者*8 ③居住用戸室*7に居住している者またはその配偶者*8の別居の未婚の子 ④居住用戸室*7の所有者で、居住用戸室*7に居住していない者 ⑤居住用戸室*7に居住している者が未成年者または責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない居住用戸室*7に居住している者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって居住用戸室*7に居住している者を監督する方(居住用戸室*7に居住している者の親族にかざります。)。ただし、居住用戸室*7に居住している者に関する事故にかざります。 ⑥②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかざります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかざります。 *7 保険証券記載の建物に所在する居住用の戸室*9をいい、その戸室と同一敷地内の動産および不動産を含みます。 *8 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一ではあるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。 *9 居住用の戸室とは、居住用の戸室の一部または全部を事務所に使用している場合を含みます。 ⑩ 損害賠償金 ⑪ 訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、⑩は保険証券記載の保険金額を限度に、⑪は全額*10をお支払いします。) *10 損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって⑩の費用をお支払いする場合があります。	自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任の場合 業務に直接起因する賠償責任の場合 など
営業用什器・備品等 損害特約	保険証券記載の建物(物置、車庫、その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合 損害の額*11ー1万円(自己負担額) 保険証券記載の保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、〈注意〉を参照してください。 *11 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧付随費用を含みます。	
〈注意〉	盗難または不測かつ突発的な事故の場合の補償限度額 ①貴金属等の盗難または不測かつ突発的な事故の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。 ②①にかかわらず、業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。 ③②の損害は、商品・製品等損害特約のお支払い対象となりません。 ※盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、盗取された保険の対象が貴金属等以外の場合は復旧付随費用を除いた額は再調達価額を、貴金属等の場合は復旧付随費用を除いた額は時価額を限度とします。	

地震保険

事故の区分	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
地震保険 ※地震保険をご契約の場合にかざります。	地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物もしくはその収容家財に損害が生じた場合にお支払いします。 損害の程度により16ページ記載の金額をお支払いします。	17ページをご確認ください



お支払いする保険金

損害保険金について

事故が起こった際には、復旧費用だけでなく、
復旧付随費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。

損害の額※1 － 自己負担額※2 ＝ 損害保険金（保険金額の2倍（復旧費用は保険金額）が限度）

※1 保険の対象が建物の場合は協定再調達価額を、家財の場合は再調達価額（貴金属等の場合は時価額）を基準とし、事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用（復旧費用）および次の復旧付随費用をいいます。

※2 保険の対象が建物で、全焼等により建物を復旧できない場合または建物の復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

（注）盗難、不測かつ突発的な事故の場合は、補償限度額や損害保険金が変わるものがあります。
詳しくは、P. 3「お支払いする損害保険金の額」をご確認ください。

復旧付随費用

損害範囲確定費用 損害の範囲の確認	仮修理費用 ブルーシートで仮修理	残存物取片づけ費用 スクラップを搬出	原因調査費用 保険の対象を復旧するための原因の調査
試運転費用 設備または装置を再稼働するために点検・試運転	賃借費用 保険の対象の代替を賃借	仮設物設置費用 保険の対象の代替として仮設物を建設	残業勤務などの費用 迅速に復旧するために残業勤務で工事
保険の対象以外の原状復旧費用 建物修理時に家具を倉庫等へ移動・保管・再設置			

費用保険金などについて

損害保険金のほかに、事故により発生する費用を補償するものとして次の費用保険金または損害防止費用をお支払いします。

 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。 （注）地震等により保険の対象が滅失（建物が倒壊した場合等）した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
 凍結水道管修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理するのに必要かつ有益な費用（1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度）をお支払いします。 （注1）パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用は含みません。 （注2）保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。
 臨時費用保険金	火災保険の損害保険金を支払われる場合に損害保険金にプラスしてお支払いします。 臨時費用保険金は、損害保険金との合計額が保険金額を超過する場合でもお支払いします。 なお、補償の有無は次から選択できます。 ・損害保険金×10% 100万円または保険金額×10%※のいずれか低い額が限度（1回の事故・1敷地内ごと） ・臨時費用保険金なし ※「保険金額×10%」は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとに算出します。
 損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な次の費用について、実際にかかった費用をお支払いします。 （1）消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 （2）消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 （3）消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

保険の対象となる建物または家財の被保険者（補償を受けられる方）について

ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で、事故の際に保険金をお受け取りいただける方のことです。保険の対象が家財の場合は、保険契約申込書等に記載の建物に収容される被保険者のご親族および被保険者の配偶者のご親族の方の家財も保険の対象に含みます。

ご契約者（申込人）
異なる
被保険者
（保険の対象の所有者）

保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地について

ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。

ご契約者（申込人）の住所
異なる
保険の対象の所在地

保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の用途について

T H E すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅※1、併用住宅※1※2です。

住居部分のない専用店舗はご契約いただけません。

※1 共同住宅を含みます。

共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。ただし、M構造※3の区分所有建物の共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険でのお引き受けとなります。

※2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途（事業）に併用される建物をいいます。

※3 M構造とは、下記に該当するものをいいます。



保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の構造について

T H E すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。
構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
保険料は構造級別によって異なります。M構造の建物を保険の対象とする場合は、「建物の所有関係」も保険料に影響します。（M構造内で保険料が異なる場合があります。）

M構造	T構造	H構造
1. 次の(1)～(4)のいずれかに該当する 共同住宅 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 2. 耐火建築物※1の共同住宅	1. 次の(1)～(5)のいずれかに該当する建物 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 (5)鉄骨造建物 2. 耐火建築物※1 3. 準耐火建築物※2 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

！ 次の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

- 木造であっても次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、T構造となります。（共同住宅で(1)耐火建築物※1の場合はM構造となります。）**該当する場合は、所定の確認が必要となります。**
(1)耐火建築物※1 (2)準耐火建築物※2 (3)省令準耐火建物
- H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用しますが、保険料はH構造と同一となります。
（注）地震保険はH構造の料率から引き下げた料率を適用する場合があります。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

※1 「耐火構造建築物」「主要構造部※3が耐火構造の建物」「主要構造部※3が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準※4に適合する構造の建物」を含みます。
※2 「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

※3 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。
※4 2024年（令和6年）4月1日改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

割引について

個人用火災総合保険の割引引には、公有物件等割引、職業割引・作業割引、平均用法割引、長期分割割引※、建物・家財セット割引、Web証券割引があります。詳細は、損保ジャパン公式ウェブサイトをご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※1年契約を毎年更新した場合の総額保険料に比べ、長期契約の保険料が割安とならないケースも発生します。

[詳細はこちら](#)



特約ごとの被保険者の範囲について

	特約	被保険者	ご注意事項
1.	携行品損害特約		—
2.	住宅修理トラブル弁護士費用特約		—
3.	個人賠償責任特約	(1) 特約の記名被保険者 (2) (1)の配偶者 (3) (1)または(2)の同居の親族 (4) (1)または(2)の別居の未婚の子	次のいずれかの場合は、その親権者や監督義務者等も、被保険者に含まれます。 ・(1)が未成年者や責任無能力者の場合 ・(2)～(4)が責任無能力者の場合
4.	弁護士費用特約		刑事弁護士費用について、(2)～(4)は自動車等を使用または管理中である場合にすぎります。

大切なお知らせ

地震保険料控除証明書の発行について

多くのお問い合わせをいただいております。
必ずご確認ください。

ご契約・ご継続 いただいた年

払込みいただく保険料(長期一時払契約の場合は、一時払保険料を地震保険期間で除した金額)について10月下旬頃に「**地震保険料控除証明書ハガキ**」をお送りします。
※「保険料控除証明書発行サービス」またはマイナンバーカードを利用して控除証明書の電子データ(電子的控除証明書)を取得されたお客さまには、翌年以降控除証明書はがきは送付せず、マイナ手続きポータル内の電子ポストに電子データ(電子的控除証明書)を送付します。
ご契約の始期日によっては、**年末調整・確定申告の時期まで**しばらく「**地震保険料控除証明書**」を保管していただく必要がありますので、誤って破棄されることのないようご注意ください。

ご契約・ご継続いた だいた年の翌年以降 (保険料払込方法が 分割払の場合等)

ご契約・ご継続年の翌年以降に払込みいただく保険料(長期一時払契約の場合は、一時払保険料を地震保険期間で除した金額)について10月下旬頃に「**地震保険料控除証明書ハガキ**」をお送りします。
※「保険料控除証明書発行サービス」またはマイナンバーカードを利用して控除証明書の電子データ(電子的控除証明書)を取得されたお客様には、翌年以降控除証明書はがきは送付せず、マイナ手続きポータル内の電子ポストに電子データ(電子的控除証明書)を送付いたします。

控除証明書を 紛失された場合

保険料控除証明書発行サービス*2をご利用ください。
「保険料控除証明書」の電子発行や「保険料控除証明書ハガキ」の**再発行依頼**が可能です。
<https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>
*2 損害保険会社共同開発のサービスです。サービス期間は10月中旬から3月中旬までを予定しております。サービス期間外はご利用いただけませんのでご了承ください。



保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかけ間違いにご注意ください。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【窓口：カスタマーセンター】 **0120-888-089**

〈受付時間〉平日：午前9時～午後6時 土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

【公式ウェブサイト】 <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

損保ジャパン お問い合わせ 検索

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

電話番号 **03-4332-5241** (全国共通)
〈受付時間〉平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/>

住宅修理サービスなどのトラブルに関する相談

「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談、火災保険の請求手続きのご相談は下記窓口までご連絡ください。

【窓口：住宅修理トラブル相談窓口】 **0120-0244-10**

※ 損保ジャパンの火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。

※ 平日は担当の保険金サービス課が対応します。

〈受付時間〉 午前9時～午後5時(平日、土・日・祝日共通)

よくあるご質問 (FAQ)



補償内容

Q.火災保険に加入すれば、地震や津波による損害は補償されますか？

A.火災保険では、地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損害については補償されません。
(地震火災費用保険金が支払われる場合を除きます。)
これらの損害を補償するためには、火災保険とは別に地震保険をご契約いただく必要があります。

Q.経年劣化による建物・家財の修復費用は補償されますか？

A.自然の消耗または劣化による損害は補償の対象外となります。

<建物について>

Q.太陽光システムが落雷で故障した場合、電気的・機械的的特約で補償されますか？

A.「落雷」で故障した場合は、電気的・機械的的特約ではなく「落雷」で補償します。

Q.水道管が凍結により破損した場合、補償されますか？

A.「凍結水道管修理費用保険金」で補償します。1事故あたり10万円が限度となります。

<家財について>

Q.敷地内収容の自転車が盗難された場合、補償されますか？

A.家財保険をご契約されている場合、建物(軒下・車庫・物置含む)内に収容される自転車の盗難による損害のみ、保険金の支払い対象となります。

Q.スマートフォンを壊してしまいました。家財保険の補償対象になりますか？

A.携帯電話等の携帯式通信機器は補償対象外となります。

お見積り

Q.免責金額(自己負担額)とは何ですか？

A.免責金額(自己負担額)とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。
〈お支払い例〉
損害額(修理額)が10万円、免責金額が5万円の場合
10万円-5万円=お支払いする保険金5万円(費用保険金除く)

Q.住居のみに使用している場合と、住居の一部で店舗を営んでいる場合で、保険料に違いがありますか？

A.建物の用途によって保険料に違いがあります。

Q.築年数によって保険料は変わりますか？

A.築年数によって保険料は変わります。

各種手続き

Q.建物を売却します。火災保険はどうなりますか？

A.火災保険を解約する必要がありますので売却日をご連絡ください。残期間に応じて解約返戻金をお返す場合があります。

Q.満期後、更新の際は同じ保険金額で契約できますか？

A.更新時には「再取得価額」にて保険金額を設定しますので、前契約から変更になる可能性があります。

その他

Q.(アパートオーナー)火災保険料を経費申告するために、地震保険ではなく火災保険の控除証明書の発行は可能ですか？

A.平成18年度で火災保険料の損害保険料控除制度は廃止となりましたので、火災保険料の控除証明書は発行できません。
保険証券記載の火災保険料を経費として申告できる場合がありますので、詳しくはお近くの税務署へご相談ください。

その他のよくあるご質問はHPでもご確認ください→



損保ジャパンマイページのご案内

個人のお客さま向けのインターネットサービスです。いつでも! 便利! 安心!
※契約によって利用できる機能は異なります。

ご契約内容を確認したい

住所や電話番号を変更したい

事故の対応状況の確認をしたい

マイページの新規会員登録方法



各種サービスをご利用いただくには、マイページへの会員登録および契約登録が必要です。

登録方法 ① SMSから簡単登録

スマホ

とっても簡単!



「会員登録時の入力項目が少なく、より簡単に登録が可能」です!!

STEP ① SMS受信・仮登録

ご契約後、携帯電話番号にSMSが自動配信されます。
(THEクルマの保険、SGP、THEすまいの保険、THE家財の保険、THEカラダの保険契約時)

お客さま情報
入力画面イメージ



STEP ② 本登録・利用開始!

仮登録後、メールが届きます。24時間以内にメール内のURLへアクセスし、設定したパスワードを入力すると本登録完了です。

【ご注意】 SMSは、代理店での契約時に連絡先としてご申告いただいた携帯電話番号に届きます。
SMSは再送できません。また、SMSの配信には条件があり、環境や設定によりSMSを受信できない場合があります。
SMSから登録できない場合は、公式サイト(下記「登録方法②」)からご登録ください。

登録方法 ② 公式サイトから登録

スマホ

パソコン

STEP ① 公式サイトへアクセス・仮登録

インターネット検索

損保ジャパン マイページ



2次元コード(スマホ)



インターネット検索または左の2次元コードから公式サイトにアクセスします。
「新規登録」ボタンから、メールアドレスやパスワードなどを設定し、仮登録を行います。

※登録画面上でお持ちのご契約の証券番号を入力します。

新規登録

STEP ② 本登録・利用開始!

仮登録後、メールが届きます。24時間以内にメール内のURLへアクセスし、設定したパスワードを入力すると本登録完了です。



【ご注意】 スマートフォン標準搭載のカメラで読み取ってください。
一部のスマートフォンでは正常に作動しない場合があります。

マイページ登録のメリット

メリット
01

契約内容をいつでも確認!

- ・契約内容・保険料の支払い状況を確認
- ・Webで保険証券(Web証券)を確認・印刷
- ・各種証明書の発行
(契約証明書(PDF)の発行・紙証券の再発行依頼)

メリット
02

契約内容をどこでも変更!

- ・住所・電話番号の変更
- ・クレジットカードの登録・変更
- ・口座情報の変更
- ・補償内容の変更や解約

メリット
03

万が一の事故のときも安心!

- ・事故の連絡受付
- ・事故の対応状況照会※



スマートフォン標準搭載のカメラで読み取ってください。
一部のスマートフォンでは正常に作動しない場合があります。

＜ご利用上の注意＞

ご契約の内容、ご利用の環境によってご利用いただけない機能があります。

※ スマートフォン版マイページではご利用いただけません。

LINE 事故対応

STEP
1

損保ジャパン公式アカウントを友だち追加します。



LINEの友達追加はこちらから



STEP
2

トークルーム内で「LINEで受付」をタップします。



事故・トラブルのご連絡から保険金請求手続きまで、LINEで簡単に進められます。
電話ができない状況でもお手続きが可能です。

Point ①

24時間いつでも
連絡可能

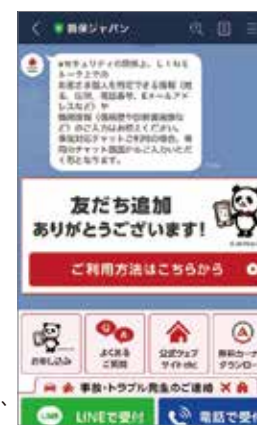
Point ②

書類の記入や
ポストへの投函は
不要

Point ③

チャットや画像の
やりとりで
わかりやすい

※ LINEでの事故のご連絡は自動車保険・火災保険・傷害保険・海外旅行保険が対象となり、医療保険は対象外となります。
※ 家財の事故のご連絡はぜひLINEをご活用ください。なお、建物の事故のご連絡は、修理および保険金請求対応の関係上、恐れ入りますが、セキスイハイムまたはセキスイファミエス、セキスイハイム不動産までご連絡をお願いいたします。



マイページのご案内



日常生活やお住まいのトラブルに、 安心のサービスをご用意

突然のアクシデント！ 誰に相談しますか？



電話一本で
24時間365日
つながる、安心！

すまいとくらしの
アシスタントダイヤル

無料
セット！

サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用など応急処置を超える作業費用はお客様負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業

- となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。

24時間365日受付のサービス

水まわりのトラブル 応急サービス

居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。



かぎのトラブル 応急サービス

居住建物内(専有・占有部分※)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠等を無料で行います。
※専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。



健康・医療相談 サービス

次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。



- カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
- 医師による医療相談
- 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談※
- 医療機関情報などの提供

※メンタルヘルス相談サービスの利用時間は次のとおりとなります。

平日:午前9時～午後7時
土曜:午前10時～午後8時
(日曜・祝日、12/29～1/4を除きます。)

(注)保険期間の初日から1年ごとに10回までご利用可能です。

防犯機能アップ 応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。



介護関連相談 サービス

介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。



NEW



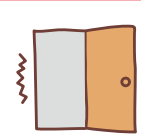
電気設備のトラブル 現場調査サービス

電球等を交換しても照明がつかない、エアコンが動かない等、電気設備の現場調査・点検を無料で行います。



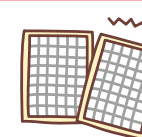
ガラスのトラブル 応急サービス

窓ガラスのヒビや割れ等が発生した場合の応急処置を無料で行います。



建具のトラブル 小修繕サービス

ドアがグラグラする、扉のしまりが悪い等、建具の応急処置を無料で行います。



網戸のトラブル 応急サービス

網戸がスムーズに動かない、外れた等、網戸の応急処置を無料で行います。

(注1)1つのサービスにつき、保険期間の初日から1年ごとに3回までご利用可能です。
(注2)2026年10月1日からご利用可能です。

平日午前10時～午後5時受付のサービス

(土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。)(原則予約制)



住宅相談サービス

すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。



法律相談サービス

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。
(注)弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客様のご負担となります。



税務相談サービス

さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。
(注)税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客様のご負担となります。



空き家相談サービス

空き家の管理、活用、売却のご相談に対して、電話でお応えします。
(注)相談先の提携業者に管理等を依頼される場合の費用は、お客様のご負担となります。

お電話にてお気軽にご連絡ください！

ロック つ まる 119番

0120-620-119

詳細は
公式ウェブ
サイトへ



ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください

- (注1)本サービスは損保ジャパンが業務委託契約を締結している事業者等が提供します。
(注2)サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
(注3)相談サービスは30分程度の一時的な相談にお応えします。
(注4)相談サービスでは、ご相談の結果、相談先の提携業者より有料サービスを紹介する場合があります。

- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客様ご自身の立会いおよび身分証明※ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
※顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- かぎおよびドアの種類によっては開錠・破錠等の作業ができない、もしくは、お客様負担(有料)となる場合があります。
- 次に該当する場合は、空き家相談サービスの対象外となります。

- ①空き家に関する法律/税務相談
- ②賃貸物件の空室期間中の管理
- ③別荘等の管理
- ④他人の空き家に関する相談
- 地域によってはご利用いただけない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。



ご契約いただくお客さまへ

重要事項等説明書

本項目(P. **1**～**12**)では、個人用火災総合保険およびこれにセットされる地震保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。
ご契約前に必ずご確認ください。お申し込みいただきますようお願いいたします。
なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項	注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項
------	----------------------	--------	--

ご契約の内容は、保険種類に応じた 普通保険約款・特約 によって定められています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、  のマークに記載の項目も含め、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/yakkan/#06)をご参照いただくか、冊子でご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。	合わせください。 なお、重要事項等説明書に記載した内容はあくまで汎用的な内容となるため、ご契約条件によっては、お申し込みいただける内容(保険期間・補償内容等)と異なる場合があります。 また、更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認ください。
--	---

本重要事項説明書は、損保ジャパンの標準版を使用しています。
本商品(セキスハイムオーナーズ保険)では、一部お取り扱いのない補償・契約条件等に関する記載が含まれていますので、あらかじめご了承ください。

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、用語のご説明「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご確認ください。

用語		ご説明
お	屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
	貴金属・稿本等 (以下「貴金属等」といいます。)	保険の対象である家財のうち、次のいずれかの物をいいます。 ア. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ. 稿本、設計書、図案、 ^{ひな} 彫型、 ^い 鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
き	協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
	再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

用語		ご説明
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ	普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパンがお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。ただし、保険の対象が家財である場合には、貴金属等の保険金額を除いた額を家財の保険金額とします。
	保険契約者	損保ジャパンに保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称 契約概要

個人用火災総合保険(ＴＨＥ すまいの保険・ＴＨＥ 家財の保険)

② 商品の仕組み 契約概要

基本となる補償(契約プラン)、セットすることができる主な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)等は次のとおりです。
なお、水災の補償については、豪雨による土砂崩れや内水氾濫等にも備えられるため、原則セットとなります。
また、個人用火災総合保険だけでは地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害は補償されません。補償するためには、地震保険をセットして加入する必要があります。

○:補償の対象

×

補償の対象外

基本となる補償(契約プラン)					
		建物・家財			
		ベーシック Ⅰ型	ベーシック Ⅱ型	スリム Ⅰ型	スリム Ⅱ型
建物や家財の補償	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○
	風災、雹災、雪災	○	○	○	○
	水災	○※1	○※1	○	×
	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○	○	×	×
	漏水などによる水濡れ	○	○	×	×
	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	○	○	×	×
	盗難による盗取・損傷・汚損	○	○	×	×
	不測かつ突発的な事故	○	×	×	×
費用の補償	地震火災費用	○	○	○	○
	凍結水道管修理費用	建物:○ 家財:×			
	※2臨時費用	ご契約の内容により異なります			

+

+

+

地震保険 (注)原則セット

自動セット特約	
THE すまいの保険	THE 家財の保険
安心更新サポート特約	一部のご契約を除き、自動セットされます。 詳しくは「3.契約締結後におけるご注意事項(5)安心更新サポート特約について」をご参照ください。
建てかえ費用特約	「協定再調達価額＝建物の保険金額」の場合は、自動セットされます。 同居人居住時の被保険者に関する特約
住宅修理トラブル弁護士費用特約	保険の対象に建物を含む場合は、自動セットされます。

任意セット特約		
建物や家財のさらなる補償	建物電氣的・機械的事故特約※3	地震火災特約(30プラン、50プラン)
費用の補償	家賃収入特約※3	事故再発防止等費用特約
賠償等の補償	個人賠償責任特約	施設賠償責任特約
	類焼損害特約	借家人賠償責任・修理費用特約※4
その他の補償	携行品損害特約	弁護士費用特約

- ※1 保険の対象に「建物」を含む契約には「建てかえ費用特約」および「住宅修理トラブル弁護士費用特約」が自動セットされます。
※2 「建物や家財一式の補償」に掲げる事故が発生した場合は、損害保険金をお支払いする際に自己負担額が差し引かれます。お支払いする損害保険金の額や自己負担額については、後記 (2) ②をご参照ください。
※3 損害防止費用とは、火災、落雷、破裂・爆発による損害発生・拡大防止に必要または有益な消火活動のための費用をいいます。
※4 特約についての自己負担額は保険契約申込書等をご参照ください。

取扱代理店が販売している契約プラン・特約等についての詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等



補償内容

①基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

個人用火災総合保険の基本となる補償(契約プラン)を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いできない主な場合
(ア)火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
(イ)風災、雹災、雪災	風災、雹災、雪災によって保険の対象が損害を受けた場合	●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
(ウ)水災	洪水や土砂崩れなどの水災(協定再調達価額の30%以上の損害、床上浸水※)によって保険の対象が損害を受けた場合 ※居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害※ ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害※ ※地震保険をセットすることで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。
(エ)建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合	●核燃料物質に起因する事故による損害
(オ)漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故(給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合	●保険の対象の欠陥によって生じた損害
(カ)騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾・集団行動または労働争議に伴う暴力行為等によって保険の対象が損害を受けた場合	●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗もしくは劣化または凍害もしくはボイラスケールを含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
(キ)盗難による盗取・損傷・汚損	盗難による盗取、損傷、汚損等によって保険の対象が損害を受けた場合 (注)家財が保険の対象である場合は、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難を含みます。	●ねずみ食い、虫食い等
(ク)不測かつ突発的な事故	(ア)から(キ)までの事故を除く、不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合	●雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入(すが漏れを含みます。)による損害
		●保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。)等
		(注)不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。 ●保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)上の過失または技術の拙劣に起因する損害
		●偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
		●移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害等

②お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

個人用火災総合保険の契約プランの補償により、保険の対象に生じた損害に対して損害保険金※1をお支払いします。
なお、保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。
(損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。)

評価・支払基準	保険の対象	お支払いする損害保険金の額
新価・実損払(評価済)	建物	損害の額※2－自己負担額※3※4 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)が限度)
新価・実損払(罹災時再評価)	家財※5 (貴金属等※6を含む)	損害の額※2－自己負担額※4 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)が限度)

- ※1 損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分、保険の対象またはセットされる特約によってはお支払いする損害保険金の額や支払限度額が異なる場合があります。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。
- ※2 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用をいいます。)を含みます。
- ※3 建物を復旧できない場合または復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。
- ※4 自己負担額は、「0円、1万円、3万円、5万円、10万円、20万円」からお選びいただけます。なお、ご契約内容によりご選択いただけない自己負担額があります。また、事故の区分によりご選択いただいた自己負担額よりも高い自己負担額が適用される場合があります。
- ※5 次のものは、以下を限度に補償します。

	保険の対象	事故の区分	限度額
①	貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円 または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 または家財の保険金額のいずれか低い額

(注)②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

- ※6 損害の額は時価額を基準とします。

③主な特約の概要

契約概要

個人用火災総合保険にセットすることができる主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

個人賠償責任特約	日常生活において、被保険者が偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。
携行品損害特約	日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
類焼損害特約	お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財の損害を補償します。
弁護士費用特約	日常生活で起こる被害事故や人格権侵害に関する紛争で、被保険者が相手方に法律上の損害賠償請求をする場合や、自動車等の対人加害事故における刑事事件の対応を行う場合に弁護士へ相談・依頼する費用等を補償します。

④特約等の補償重複について

注意喚起情報

次の特約がセットされたご契約については、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注)1契約のみに特約をセットした場合は、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどに、特約の補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任特約	自動車保険・個人用傷害所得総合保険の個人賠償責任特約
携行品損害特約	個人用傷害所得総合保険の携行品損害特約
類焼損害特約(例:保険の対象が建物のみ)	類焼損害特約(保険の対象が家財のみ)
弁護士費用特約	自動車保険・個人用傷害所得総合保険の弁護士費用特約



⑤保険の対象

契約概要



保険の対象(ご契約の対象)

個人用火災総合保険の保険の対象は、被保険者が所有し、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)の次の(ア)および(イ)のうち、お客さまが契約されたものです。

(ア)建物※1	(イ)家財※2※3※4
※1 次に掲げるものは、特別の約定がないかぎり、建物に含まれます。 ・畳、建具その他これらに類する物 ・電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ・浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの ・門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 (注) 事業の用に供しない屋外設備・装置(擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。)は建物には含みませんが、事故発生時には建物の保険金額を限度に保険の対象として取り扱います。 ※2 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車は、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。	※3 次に掲げるものは、家財には含まれません。 ・自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。) ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空機 ・通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(家財を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取り扱います。) ・商品・製品等 ・業務用の什器・備品等 ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等 ※4 貴金属等の保険金額が合計で1,000万円を超える場合で、貴金属等の詳細を保険契約申込書等に明記したときはその明記した貴金属等のみ保険の対象に含まれます。

⑥新価評価額・保険金額の設定

契約概要



評価基準・保険金支払基準

保険の対象である建物に損害が生じた場合に、それを損害発生直前の状態に復旧させるためには、適切な新価評価額および保険金額を設定することが重要となります。また、保険金額は、保険の対象の事故発生時に、損保ジャパンがお支払いする復旧費用の限度額となりますので十分な補償が受けられるよう新価※と同額をおすすめします。なお、建物のみのご契約の場合は、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。家財の補償をご希望の場合は、別途、保険金額を設定してご契約ください。

お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等でご確認ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払(評価済)	建物	新価※の10%～100%の範囲内(10万円単位)
新価・実損払(罹災時再評価)	家財	新価※の範囲内(10万円単位)

※保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

(注1) 保険の対象に家財を含める場合は、家財の保険金額のほか、貴金属等を合計100万円まで補償します。

なお、貴金属等の保険金額はご希望により300万円・500万円・800万円・1,000万円のいずれかからご選択いただくこともできます(1,000万円を超える保険金額をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。)

(注2) 複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

(注3) 保険の対象の価額を超えてご契約されても、超過部分に対する保険金のお支払いはできません。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間 : 1年から5年の整数年※ 補償の開始: 保険期間の初日の午後4時 (保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻) 補償の終了: 保険期間末日の午後4時

※ ご契約内容により、ご加入いただける保険期間が異なる場合があります。ご契約いただく際にはお客さまの保険契約申込書等をご確認ください。なお、銀行等が取扱代理店となる場合で、保険業法施行規則第212条の2第1項第1号に基づいて販売するときは、保険期間は2年以上にかざられます。

(注) 補償の開始・終了時期は、地震保険(後記(4))も同様です。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等



保険料の支払方法など／団体扱・集団扱

①保険料の決定の仕組み

契約概要

個人用火災総合保険の保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。なお、割増引には公有物件等割引、職業割増・作業割増、平均用法割増、長期分割割引※、建物・家財セット割引、Web証券割引があります。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

また、実際にご契約いただくお客さまの保険料については保険契約申込書等でご確認ください。

※ 1年契約を毎年更新した場合の総額保険料に比べ、長期契約の保険料が割安とならないケースも発生します。

②保険料の支払方法・払込期日

契約概要

注意喚起情報

主な保険料の支払方法は次のとおりです。お客さまのご希望に沿った支払方法をご選択ください。ただし、ご契約の内容によりご選択いただけない支払方法がありますので、詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

主な支払方法	概要	払込方法	割増	払込期日
口座振替	保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。	一括払	—	ご契約期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日※2 (分割払の場合は、以降毎月※3の振替日)
		分割払※1	5%	
クレジットカード	保険料をクレジットカード※4によりお支払いいただく方法です。	一括払	—	ご契約期間の初日の属する月の翌月末日 (分割払の場合は、以降毎月※3の末日)※7
		分割払※1	3%※5	
請求書	ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書※8で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	一括払	—	
		分割払※6	5%	
払込票	ご契約後、ご契約者に送付する払込票※8を、ゆうちょ銀行(郵便局)、損保ジャパン所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。	一括払	—	

※1 長期年払・長期月払を選択された場合は、保険料に長期分割割引が適用されることがあります。

※2 原則26日(一部の金融機関は27日となる場合があります。)となります。なお、払込期日が金融機関の休業日に該当し、保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、払込みがあったものとみなします。

※3 保険期間が2年以上のご契約で、年払をご契約いただいたときは、ご契約期間の初日の属する月の翌月の毎年の応当月とします。

※4 ご契約者が個人の場合は、ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカードにかざります。ご契約者が法人の場合は、原則としてご契約者と同一名義のクレジットカードとします。ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただいていない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきにより、ご自身でクレジットカード情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

※5 地震保険の場合は5%割増になります。

※6 保険期間が2年以上の長期年払・長期月払は請求書払の対象外です。

※7 クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

※8 払込票、請求書は保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

(注) お客さまの勤務先または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③保険料の不払い時の取扱い

注意喚起情報

払込猶予期間(保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の末日までの期間)中に所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、保険期間の初日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

(注) 団体扱・集団扱などのご契約は上記と取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



(4) 地震保険の取扱い



地震保険の内容／損害の認定基準／ご契約時にご注意いただきたいこと

①商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

地震保険は、個人用火災総合保険（以下(4)において「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合は、保険契約申込書等にご確認のご署名またはご捺印をお願いします（保険契約の締結にあたりペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話を使用する場合は、署名または捺印の代替として、地震保険をセットしない旨の意思表示をペーパーレス手続き等の電磁的手法または電話により確認し記録させていただきます。）。

②補償内容

契約概要

注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部※の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額（時価額が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部※の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%（時価額の60%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部※の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%（時価額の30%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部※の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%（時価額の5%が限度）
	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、その建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき		

※軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。
(注) 1回の地震等※¹による損害保険会社全体で算出された保険金の総額が12兆円※²を超える場合は、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。
お支払いする保険金＝算出された保険金の額 × $\frac{12兆円※^2}{算出された保険金の総額}$
※1 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
※2 2026年3月現在

③保険金をお支払いできない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

④保険期間

契約概要

主契約の保険期間にあわせてご契約いただきます。
(主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。)

⑤引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）

契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ・自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。）
- ・商品、営業用什器・備品等その他これらに類する物
- ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください（1万円単位）。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります（アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。）。地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等でご確認ください。
- 地震保険の保険料の払込期日や払込猶予期間等の取扱いは、前記(3)②③と同様です。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。）のでご注意ください。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(6) 取扱代理店が金融機関等である場合のご注意

注意喚起情報



取扱代理店が金融機関である場合

個人用火災総合保険は、損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払込済みの保険料の返済は保証されておりません。
なお、個人用火災総合保険のお申込みの有無が、その金融機関とお客さまとの他のお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。また、住宅ローン等のお申込みにあたり、個人用火災総合保険にご加入いただくことは融資の条件ではありません。



2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（保険契約申込書等の記載上の注意事項）注意喚起情報



告知義務と告知事項

保険契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項になります。告知事項については、保険契約申込書等において★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

なお、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】（注）ご契約の内容により告知事項は異なります。

保険の対象の所在地、建物の構造・用途、建物の所有関係、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職作業、作業規模、居住戸室数、施設または設備・業務遂行名称、割増引、他の保険契約等

(2) クーリングオフ（クーリングオフ説明書）注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 （ご契約を申し込まれた日）（本書面を受領された日）
お手続き方法	クーリングオフのお申出をされる場合は、上記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付（8日以内の消印有効）または損保ジャパン公式ウェブサイト（ https://www.sompo-japan.co.jp/ ）経由（8日以内の発信日有効）でご通知ください。
お申出を受付できない場合	取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項（記入例）	郵便はがき 1608338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク (本社)行 次の保険契約を クーリングオフします。 ・ご契約者住所 氏名 ⑤ 電話番号 ・申込年月日 ・保険種類 ・証券番号※1 または領収証番号※2 ・取扱代理店・仲立人名 ※1 保険契約申込書控に記載してあります。 ※2 証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載があります。
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、速やかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。 ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申出をされる場合は、保険期間の初日（初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日）からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
クーリングオフができないご契約	・保険期間が1年以内のご契約 ・営業または事業のためのご契約 ・質権が設定されたご契約 ・法人または社団・財団等が締結したご契約 ・保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等注意喚起情報通知義務と通知事項／通知事項以外の変更を行う場合／契約継続ができない変更事項

- ご契約後に次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項】

- ・建物の構造または用途を変更した場合
- ・保険の対象を他の場所に移転した場合
- ・上記のほか、前記2(1)の告知事項に掲げる項目（他の保険契約等は除きます。）に変更があった場合

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合は、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。
なお、この場合において損保ジャパンの取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

・住居部分がなくなったとき
・日本国外に保険の対象が移転したとき

- ご契約後、次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。

・保険の対象を譲渡する場合※1
・保険の対象である建物の価値が増加または減少した場合※2
・保険契約者の住所や通知先を変更した場合※3

※1 ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。
※2 次のいずれかによるものをいいます。
・建物の増築・改築または取りこわし
・この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失
※3 ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

- 上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

(2) 保険金額の見直し



通知事項以外の変更を行う場合

保険期間中の物価の上昇や下落等により、ご契約いただいている保険金額が、保険の対象の価額よりも過大または過小となる場合があります。また、建物の増改築や一部とりこわし、構造・用途の変更に伴って、保険の対象の価額が保険金額と乖離する場合があります。保険金額の見直しについては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(3) 解約返れい金契約概要注意喚起情報



ご契約を解約される場合

- ご契約を解約する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまで速やかにご通知ください。
普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。
- 返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。
- 月払契約または長期月払契約の場合で、お支払いいただくべき保険料の未払込分があるときは、解約日以降に保険料を請求することがあります。この保険料をお支払いいただけない場合は、解約日以前に遡及してご契約を解除することがあります。
- 長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の算出に使用する未経過係数は、右記二次元コードから損保ジャパン公式ウェブサイトをご覧ください。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



（４）重大事由による解除

 そのほかにご注意いただきたいこと

- 次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
 - 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

（５）安心更新サポート特約について 契約概要

 安心更新サポート

一部のご契約を除き、次のいずれかが自動セットされます。

①安心更新サポート特約（自動継続型）

保険期間が1年または保険の対象に建物を含む債務者集団扱契約※¹のいずれかに該当するご契約を対象とします。

この安心更新サポート特約（自動継続型）では、取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨のお申出がなく、かつ、ご契約者から更新後契約のご契約内容についてお申出がなければ、通知締切日（満期日）の14日前に前年と同等条件※²で自動的にご契約を更新し、保険契約継続証等を送付します。

なお、自動継続後であっても更新前契約の通知締切日（満期日）までに取扱代理店または損保ジャパンへお申し出いただければ、更新後契約の訂正および継続停止が可能です。自動継続を希望されない場合は、通知締切日（満期日）までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

②安心更新サポート特約（手続型）

債務者集団扱契約※¹を除く、保険期間が2～5年のご契約を対象とします。

この安心更新サポート特約（手続型）では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者のご連絡がとれない場合は、通知締切日（満期日）までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨のお申出がないかぎり、前年と同等条件※²で自動的にご契約を更新します。

更新を希望されない場合は、通知締切日（満期日）までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

- ※1 集団扱特約（債務者集団扱・長期一括払以外）または集団扱特約（債務者集団扱・長期一括払）がセットされているご契約をいいます。
 ※2 更新（継続）後のご契約は、一部契約条件を変更させていただく場合があります。

4.その他ご留意いただきたいこと

（１）取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

（２）共同保険契約の取扱い 注意喚起情報

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

 共同保険

（３）保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（４）個人情報の取扱いに関する事項 注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、次の①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

（５）事故が起こった場合

 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」に記載の書類等をご確認ください。

また、保険の対象が建物の場合は、原則として建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。

なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。復旧を前提としていない住宅修理サービスなどの契約を行うと、復旧するまで保険金をお支払いできないことがあります。このような業者の勧誘があってもすぐに住宅修理サービスなどの契約はしないようご注意ください。業者に関する対応やトラブルでお困りの場合は、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。